

平成 2 5 年 第 4 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 (第 4 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日

議案に対する審査報告、表決

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 88号 | 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び事務分掌に関する条例等の一部を改正する条例案について |
| 日程第 2 | 議案第 89号 | 御代田町水道事業の設置等に関する条例を制定する条例案について |
| 日程第 3 | 議案第 90号 | 御代田町水道事業基金条例を制定する条例案について |
| 日程第 4 | 議案第 91号 | 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 5 | 議案第 92号 | 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 6 | 議案第 93号 | 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 7 | 議案第 94号 | 御代田町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 8 | 議案第 95号 | 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 9 | 議案第 96号 | 平成 2 5 年度御代田町一般会計補正予算案 (第 4 号) について |
| 日程第 10 | 議案第 97号 | 平成 2 5 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案 (第 2 号) について |
| 日程第 11 | 議案第 98号 | 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案 (第 2 号) について |
| 日程第 12 | 議案第 99号 | 平成 2 5 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案 (第 2 号) について |
| 日程第 13 | 議案第 100号 | 平成 2 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案 (第 1 号) について |

日程第 1 4 議案第 1 0 1 号 平成 2 5 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

日程第 1 5 議案第 1 0 2 号 平成 2 5 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

日程第 1 6 請願第 1 号 日本国憲法第 9 6 条の発議要件緩和に反対する請願

議案上程

日程第 1 7 意見案第 2 5 号 日本国憲法第 9 6 条の発議要件緩和に反対する意見書案について

日程第 1 8 発議第 2 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書案について

追加議事日程

追加日程第 1 議案第 1 0 3 号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

平成 2 5 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 5 年 1 2 月 6 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 5 年 1 2 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日	午前 1 0 時 5 7 分

第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日	午前 1 0 時 5 7 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	1 0	池 田 健 一 郎	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	古 越 弘	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	1 4	笹 沢 武	出 席

会 議 録 署 名 議 員	5 番 奥 田 敏 治
	6 番 野 元 三 夫

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	山 本 邦 重
総 務 課 長	清 水 成 信	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	茂 木 康 生	教 育 次 長	重 田 重 嘉
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	飯 塚 守	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	土 屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 4 回 定例会 会議録

平成 25 年 12 月 16 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (笹沢 武君) これより、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

去る 12 月 6 日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、請願について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

――― 日程第 1 議案第 88 号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び

事務分掌に関する条例等の一部を改正する条例案について―――

○議長 (笹沢 武君) 日程第 1 議案第 88 号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び事務分掌に関する条例等の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長 (池田健一郎君) 1 ページをお開きください。

委員会報告。

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第 88 号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び事務分掌に関する
条例等の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長 (笹沢 武君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 88 号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 88 号については、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 88 号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び事務分掌に関する条例等の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第 2 議案第 89 号 御代田町水道事業の設置等に関する条例を
制定する条例案について―――

―――日程第 3 議案第 90 号 御代田町水道事業基金条例を制定する
条例案について―――

―――日程第 4 議案第 91 号 御代田町営水道条例の一部を改正する
条例案について―――

―――日程第 5 議案第 92 号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び
資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する
条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第 6 議案第 93 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する
条例案について―――

――日程第7 議案第94号 御代田町農業集落排水施設の設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例案について――

――日程第8 議案第95号 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等

に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（笹沢 武君） 日程第2 議案第89号 御代田町水道事業の設置等に関する条例を制定する条例案について、日程第3 議案第90号 御代田町水道事業基金条例を制定する条例案について、日程第4 議案第91号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について、日程第5 議案第92号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第6 議案第93号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について、日程第7 議案第94号 御代田町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第8 議案第95号 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） おはようございます。

報告いたします。

平成25年12月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第89号 御代田町水道事業の設置等に関する条例を制定する条例案について

議案第90号 御代田町水道事業基金条例を制定する条例案について

議案第91号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について

議案第92号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第93号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について

議案第 9 4 号 御代田町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 9 5 号 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 8 9 号から議案第 9 5 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 9 号から議案第 9 5 号については、討論を省略し、ただちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 8 9 号 御代田町水道事業の設置等に関する条例を制定する条例案について、議案第 9 0 号 御代田町水道事業基金条例を制定する条例案について、議案第 9 1 号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について、議案第 9 2 号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 9 3 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について、議案第 9 4 号 御代田町

農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第95号 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第9 議案第96号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案

(第4号) について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第9 議案第96号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告いたします。

平成25年12月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第96号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）について
(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。以上です。

○議長（笹沢 武君） ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（小井土哲雄君） なし。

○議長（笹沢 武君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第96号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第96号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第96号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案(第4号)については、委員長報告のとおり決しました。

- ――日程第10 議案第97号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理
特別会計補正予算案(第2号)について――
- ――日程第11 議案第98号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案(第2号)について――
- ――日程第12 議案第99号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案(第2号)について――
- ――日程第13 議案第100号 平成25年度御代田町後期高齢者医療
特別会計補正予算案(第1号)について――

○議長(笹沢 武君) 日程第10 議案第97号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第2号)について、日程第11 議案第98号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第2号)について、日程第12 議案第99号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第2号)について、日程第13 議案第100号 平成25年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)について、委員長の報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告いたします。

平成25年12月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

委員会審査報告書

議案第 97号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案
（第2号）について

議案第 98号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算案（第2号）について

議案第 99号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案
（第2号）について

議案第100号 平成25年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第
1号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第97号から議案
第100号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第97号から議案第100号については、討論を省略し、ただちに一括して
採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第97号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第2号)について、議案第98号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第2号)について、議案第99号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第2号)について、議案第100号 平成25年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第14 議案第101号 平成25年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案(第1号)について――

――日程第15 議案第102号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道

事業特別会計補正予算案(第2号)について――

○議長(笹沢 武君) 日程第14 議案第101号 平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案(第1号)について、日程第15 議案第102号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案(第2号)について、委員長の報告を求めます。

小井土哲雄町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 小井土哲雄君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(小井土哲雄君) 報告いたします。

平成25年12月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

町民建設経済常任委員長 小井土哲雄

委員会審査報告書

議案第101号 平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案(第1号)について

議案第102号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案(第2号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定

しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第101号から議案第102号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第101号から議案第102号については、討論を省略し、ただちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって議案第101号 平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案（第1号）について、議案第102号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第16 請願第1号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に

反対する請願―――

○議長（笹沢 武君） 日程第16 請願第1号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する請願についての審査報告を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 報告いたします。

請願審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 請願第1号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する
請願

(12月6日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、
以上を報告いたします。

平成25年12月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

総務福祉文教常任委員長 池田健一郎

○議長（笹沢 武君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました請願第1号を議題と
いたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第1号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第1号については、採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、請願第1号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する請願につい

ては、委員長報告のとおり決しました。

――日程第17 意見案第25号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に

反対する意見書案について――

○議長（笹沢 武君） 日程第17 意見案第25号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

萩原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 萩原謙一君 登壇）

○議会事務局長（萩原謙一君） 4ページをお開きください。

意見案第25号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年12月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

提出者 御代田町議会議員 池田健一郎

賛成者 御代田町議会議員 市村千恵子

御代田町議会議員 仁科 英一

御代田町議会議員 五味 高明

5ページをお開きください。

日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書（案）

日本国憲法第96条には、「この憲法改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と定められている。

日本国憲法は国の基本的なあり方を決める最高法規であることから、改正される場合には、国会での審議や国民投票における国民相互間の議論において、慎重な議論が十分尽くされた上で改正されることが求められ、一般法律よりも厳しい要件が定められている。改正の発議要件を3分の2以上から過半数に改正すると、日本国

憲法の改正発議は一般法律並みに容易になり、簡単に日本国憲法改正案を発議することができることとなる。

また、日本国憲法改正手続きにおける国民投票についても、最低得票率の規定がないなどの問題に手が付けられないまま発議要件緩和の提案だけがなされるのは、問題である。

よって御代田町議会は、国に対し、日本国憲法の改正を容易にするために、改正の発議要件を緩和しようとする第96条の改正に反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月16日

長野県御代田町議会

提 出 先

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

○議長（笹沢 武君） 本案について、趣旨説明を求めます。

池田健一郎総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田健一郎君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田健一郎君） 本案件に対する趣旨説明を行います。

日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書（案）の趣旨説明を行います。

日本国憲法は、国の基本であり、基本的なあり方を定める最高法規であることから、改正する場合は、国会の審議や国民投票における国民相互間の議論において、慎重な議論が十分尽くされた上で改正されることが求められ、一般法律よりも厳しい要件が定められております。改正の発議要件を3分の2以上から過半数に改正すると、日本国憲法の改正発議は一般法律並みに容易になり、簡単に日本国憲法改正案を発議することができることになってしまいます。以上のことから、本意見書を提出する次第でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第25号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって意見案第25号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第18 発議第2号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第18 発議第2号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 6ページをお開きください。

発議第2号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年12月16日

御代田町議会議長 笹沢 武様

提出者 御代田町議会議員 市村千恵子

賛成者 御代田町議会議員 奥田 敏治

7 ページをご覧ください。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）

去る12月6日に国会で強行採決された「特定秘密保護法」は秘密の範囲があいまいで国民が接した情報が特定秘密かどうか分からず、公務員のみならず一般国民までもが、処罰の対象となり得る中身であり、国民の中に批判と不安の声が広がっている。

福島市の公聴会をはじめ、圧倒的多数の世論が「慎重審議」「廃案」を求めている中、わずか1カ月余の審議で衆参両委員会及び本会議すべてで強行採決したことは、余りに審議不十分であり、大変遺憾である。

質疑の答弁においても、担当大臣と閣僚、提案者が幾度となく食い違うなど、法案の秘密の範囲や指定期間、処罰の対象が際限なく、恣意的に拡大されていく危険性を含んでいる。

国民が本来有している知る権利についても、安倍首相が「国民の知る権利や報道の自由は十分尊重する」と答弁するにとどまっている。報道機関の取材や国民が情報公開を求めるなど情報に接近しようとする行為も処罰される恐れがあり、報道機関を萎縮させ、国民主権の根本にかかわる国民の知る権利が侵害され、脅かされるものである。

以上のことから御代田町議会は、特定秘密保護法案の強行採決に強く抗議し、特定秘密保護法の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月16日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

法務大臣 殿

外務大臣 殿

国家公安委員長 殿

○議長（笹沢 武君） 本案について、趣旨説明を求めます。

議席番号12番、市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

発議第2号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）に対する趣旨説明をいたします。

去る12月6日に、国会で強行採決された「特定秘密保護法」は、秘密の範囲があいまいで、国民が接した情報が特定秘密かどうか分からず、公務員のみならず、一般国民までもが処罰の対象となり得る中身であり、国民の中に批判と不安の声が広がっています。

共同通信社が8日9日両日に実施した全国緊急電話世論調査では、6日に成立した「特定秘密保護法」を今後どうすればよいかについて、来年の次期通常国会以降に「修正する」との回答は58.1%、「廃止する」は28.2%で、合わせて82.3%に上り、「このまま施行する」は9.4%にとどまり、「法律に不安を感じる」との回答も70.8%を占め、国民の知る権利侵害への懸念が根強い現状が浮き彫りとなりました。

福島市で開催された公聴会をはじめ、圧倒的多数の世論が「慎重審議」「廃案」を求めている中、衆議院での特別委員会では、わずか2週間しか審議されず、参議院特別委員会では、審議を打ち切った採決は審議不十分と言わざるを得ません。また、臨時国会で一カ月余の審議で衆参両委員会及び本会議すべてで強行採決したことは、余りに拙速であり、大変遺憾に思います。

質疑の答弁においても、担当大臣と閣僚、提案者が幾度となく食い違う場面があるなど、法案の秘密の範囲や指定期間、処罰の対象が際限なく恣意的に拡大されていく危険性を含んでいます。

国民が本来有している知る権利についても、安倍首相が国民の知る権利や報道の自由は十分尊重するとの答弁にとどまり、報道機関の取材や国民が情報公開を求めるなど情報に接近しようとする行為も、処罰される恐れがあり、報道機関を萎縮させ、国民主権の根本にかかわる国民の知る権利が侵害され、脅かされるものです。政府は、秘密指定の妥当性を監視する情報保全監察室を内閣府に置くとの方針ですが、構成メンバーは身内の官僚となれば、独立した公正な立場からチェックするこ

とは困難であります。

また、秘密の指定期間は最長60年と定められ、7項目の例外を設けたことにより、都合の悪い情報は、半永久的に秘密指定することとなり、国民には検証の手段がないことは問題であります。

以上のことから、特定秘密保護法案強行採決に強く抗議し、特定秘密保護法の廃止を求める意見書を提出するものであります。

どうか慎重にご審議のうえ、可決されますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、少数であります。

よって、発議第2号 特別秘密保護法の廃止を求める意見書案については、否決されました。

ただいま、町長より、議案が1件提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第103号を追加日程第1とし、議題とすることに決しました。

――追加日程第1 議案第103号 御代田町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例案について――

○議長（笹沢 武君） 追加日程 議案第103号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 追加議事日程、議案書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第103号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものでございます。

先日の全員協議会でご説明いたしましたように、医療費の高騰等に伴い、御代田町の今後の国民健康保険会計が財源不足の状況となっております。この状況を改善するため、御代田町の国民健康保険税率を平均で22%引き上げるための改正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

私がこの改正文を読み上げてまいります。議会議員の皆さまには4ページからの新旧対照表を参考にさせていただきながら、ご覧いただきたいと思ひます。

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

御代田町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正する。

第3条第1項中「5.7」を「7」に改める。国保所得割額の改正を行うものでございます。

第4条中「14」を「15」に改める。資産割額を100分の15に改めるものでございます。

第5条中「21,000円」を「27,000円」に改める。被保険者の均等割額の改正でございます。

第5条の2第1号中「22,000円」を「27,000円」に、同条第2号中「11,000円」を「13,500円」に、同条第3号中「16,500円」を

「20,250円」に改める。これにつきましては、世帯平等割額の変更を行うものでございます。

以上が、医療分でございます。

第6条、ここからは後期高齢分ということになってまいります。

第6条中「1.8」を「2.2」に改める。後期の所得割額の改正でございます。

第7条中「10.0」を「12」に改める。後期高齢者分の資産割額の改正でございます。

第7条の2中「5,000円」を「7,000円」に改める。後期の均等割額の改正でございます。

第7条の3第1号中「5,000円」を「7,000円」に、同条第2号中「2,500円」を「3,500円」に、同条第3号中「3,750円」を「5,250円」に改める。これにつきましては後期世帯別平等割額の改正でございます。

それから第8条中「1.5」を「2.3」に改める。ここからが介護納付金分となります。所得割額の改正でございます。

第9条の3中「6,000円」を「8,000円」に改める。介護分の世帯別平等割額の改正でございます。

第23条、ここからにつきましては7割軽減の対象者の改正分でございます。

第23条第1号ア中「14,700円」を「18,900円」に、同号イ（ア）中「15,400円」を「18,900円」に、同号イ（イ）中「7,700円」を「9,450円」に、同号イ（ウ）中「11,550円」を「14,175円」に、同号ウ中「3,500円」を「4,900円」に、同号エ（ア）中「3,500円」を「4,900円」に、同号エ（イ）中「1,750円」を「2,450円」に、同号エ（ウ）中「2,625円」を「3,675円」に、同号カ中「4,200円」を「5,600円」に、同条第2号ア中「10,500円」を「13,500円」に、同号イ（ア）中「11,000円」を「13,500円」に、同号イ（イ）中「5,500円」を「6,750円」に、同号イ（ウ）中「8,250円」を「10,125円」に、同号ウ中「2,500円」を「3,500円」に、同号エ（ア）中「2,500円」を「3,500円」に、同号エ（イ）中「1,250円」を「1,750円」に、同号エ（ウ）中「1,875円」を「2,625円」に、同号カ中「3,000円」を「4,000円」に、同条第3号ア中「4,200円」

を「5,400円」に、同号イ(ア)中「4,400円」を「5,400円」に、
同号イ(イ)中「2,200円」を「2,700円」に、同号イ(ウ)中「3,300
円」を「4,050円」に、同号ウ中「1,000円」を「1,400円」に、同
号エ(ア)中「1,000円」を「1,400円」に、同号エ(イ)中「500円」
を「700円」に、同号エ(ウ)中「750円」を「1,050円」に、同号カ中
「1,200円」を「1,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の御代田町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度
分の国民健康保険税から適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、
なお従前の例による。

説明は以上でございます。

よろしくご審議いただき、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(笹沢 武君) 清水総務課長より、発言を求められておりますので、これを許可
いたします。

清水総務課長。

(総務課長 清水成信君 登壇)

○総務課長(清水成信君) すみません、ただいま議案第103号 御代田町国民健康保
険税条例の一部を改正する条例案について、議案の提案説明をさせていただきました
けれども、一部訂正をお願いをしたいと思います。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一番上の題名でありますけれども、御代田町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例とありますが、その後ろに「(案)」を付けていただきたいと思います。

それから4ページをお開きいただきたいと思います。

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表とありますが、や
はりその後ろに「(案)」を付けていただきたいと思います。

大変申しわけございませんでしたけれども、ただいまの部分、訂正をお願いいた
しまして、慎重審議のうえ、原案どおり可決されますようお願いいたしまして、訂

正とさせていただきます。大変申しわけございませんでした。以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第103号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、議案第103号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（笹沢 武君） 閉会に先だち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 12月定例議会の閉会にあたりまして、ひと言お礼を申し上げます。

議員の皆様には、11日間にわたり慎重にご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

本議会に提案いたしましたすべての案件について、ご決定をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。ご決定いただきました予算に基づく諸事業の執行にあたりましては、誠心誠意、職員一丸となって進めさせていただきます。

また、本議会の中で、議員の皆さまからいただきました貴重なご意見やご提案、また、ご批判に、真摯に耳を傾けて、今後の行政運営に努めてまいりたいと考えております。

今、厳しい政治・経済・社会情勢の中にあって、地方自治体がどのようなまちづくりを進めるのか、模索する状況にもあります。私としましても、議員の皆さまとしっかり協議しながら、町民の皆さまの知恵と力を結集して、未来に向けて歩みを進めたいと思っております。引き続きご支援とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

今年も残すところあとわずかとなりました。寒さが大変厳しい日が続いております。年末年始の大変お忙しい時期でもありますので、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただきまして、いっそうのご活躍をいただきますよう期待申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

―――退職者あいさつ―――

○議長（笹沢 武君） ここで、この12月23日をもって退職されます高山佐喜男教育長より、あいさつを求めます。

高山佐喜男教育長。

（教育長 高山佐喜男君 登壇）

○教育長（高山佐喜男君） 貴重なお時間をいただきまして、申しわけありません。

今、議長が言われたように、12月23日をもって任期満了となりました。平成19年6月議会でご同意をいただいて、教育長の職を務めてまいりましたわけですが、今度の23日で任期満了ということになりました。

この間を思い返してみますと、大規模事業でありました中学校の建設事業、それから共同調理場、それからそのほか町民広場の芝生化やグラウンド等の防球フェン

スですね、そういう大きな事業につきまして、本当に議員の皆さま方にはご理解とご協力をいただきまして、無事終了することができました。この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、これもひとえに町民の皆さま方のご理解、ご協力のあった賜とも思っております。重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

そういうハード面の事業のほかに、私が在任期間中心がけてきたことは、家庭の教育をしっかり立て直そうじゃないかなということで、議員の皆さま方もご存じのように、子育て10カ条や家庭生活の手引等も広報『やまゆり』を通じて発信してまいったわけでありまして。教育基本法の第10条では『父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める。』とされております。このことを常に念頭に置いて、今申し上げたような取り組みをしたわけでありまして。もう一度付け加えますと、民法第820条でも『親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を有す。』というふうにされております。こういうところを大事にしながら、議会の皆さま方、町民の皆さま方と教育についてやってまいったわけでありまして。今後とも御代田町が更に発展するためには、教育はやはり根幹をなすものと考えておりますので、議会の議員の皆さま方におかれましても、私が退任した後もまたいっそうのご理解、ご協力の方を、この場を借りてお願い申し上げます。

長い間、至らない教育長でありましたけれども、この間いただきましたご支援、ご協力について、改めて感謝を申し上げます。

今後は、一町民となるわけでありましてけれども、議員の皆さま方、それから町民の皆さま方、御代田町が更に発展するように、協力できることは協力してまいりたいと思っている所存であります。

長い間、本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（笹沢 武君） 高山教育長、ありがとうございました。

ごあいさついただきました高山佐喜男教育長におかれましては、長い間の勤務、大変ご苦労さまでございました。退職後もますますご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げます。そして、今後とも町を見守っていただきたい、また、お力添

えをいただきたいと申し上げ、長い間の勤務の御礼とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（笹沢　武君）　それでは、これにて平成25年第4回御代田町議会定例会を閉会
といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉　会　午前10時57分